

社会保険労務士事務所リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

◆労働保険料の年度更新期間が延長になりました！

トピックス

◆労働保険料の年度更新期間が延長になりました！

◆労働保険料の納付猶予の特例が発表されました。

◆「時間外労働の上限規制」の中小事業主への適用が開始されました。

◆今月の
労務スケジュール

労働保険と雇用保険の保険料(労働保険料)の年度更新の時期が近づいて参りましたが、新型コロナの影響で、令和2年度の労働保険の**年度更新期間**について、令和2年6月1日～7月10日から**令和2年6月1日～8月31日に延長**することになりました。

◆労働保険料の納付猶予の特例が発表されました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主を対象に、申請によ

り労働保険料等の納付を1年間猶予することができます(労働保険料等の納付猶予の特例)。

ご希望される方は、8月31日までの年度更新期間中に申請が必要になります。

【要件】

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること

② ①により、一時に納付を行うことが困難であること

③ 申請書が提出されていること

今回の特例は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

詳しくは厚労省のリーフレットをご覧ください。

厚労省 URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/11401500/000628540.pdf>

◆「時間外労働の上限規制」の中小事業主への適用が開始されました。

平成31年4月1日に『働き方改革関連法』による労働基準法の改正に伴い、時間外労働の上限規制が適用されましたが、一定の中小事業主への適用は1年間猶予されていました。令和2年4月1日より、**企業規模を問わず、時間外労働の上限規制の規定が適用**されることになりました。

＜改正後の限度時間＞

法律上、時間外労働の上限は原則として、**1ヶ月45時間・1年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければ

これを超えることができません。

＜改正後の限度時間の延長＞

通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合、1ヶ月について労働時間を延長させ、及び休日労働させることができる時間、1年について労働時間を延長して労働させる時間を協定に定めることができます。

【要件】

・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満

・時間外労働と休日労働の合計について

「2か月平均」から「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内

・時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**1年について6か月以内が限度**

・時間外労働が**1年720時間以内の範囲内(休日労働は含まれません)**

上限規制違反をしますと、罰則が適用されることとなりましたので、注意が必要です。

6月の労務スケジュール

～5/31 5月分社会保険料納付

～5/10 5月分源泉徴収税額・住民税額の納付

特別徴収住民税額の更新



社会保険労務士事務所
リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-34-13第一貝塚ビル302号

TEL:03-6709-8919

<http://www.kintai.kenkyujo.jp>